

## 令和8年度海外人材確保強化事業業務に係る仕様書

### 1 業務目的

生産年齢人口が減少する中、香川県の有効求人倍率は1倍を超える状況が続いているなど、県内企業等における人手不足が深刻化する中、香川県内（以下、「県内」という）の外国人材は、近年大きく増加しており、県内産業にとって必要不可欠な人材となっている。

このため、本県では、県内産業を支える人材の安定的な確保に向けて、海外の実業系大学や現地の送り出し機関などと連携し、県内企業等における特定技能等の外国人材の確保に繋げる。

### 2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 3 業務概要

受託者は、4に示す対象とする国において、実業系大学等と連携し、香川県での就職を希望する海外大学の学生等を対象として、日本語教育及び県や県内企業等の魅力発信を行う香川県主催の講座（以下、「講座」という）を開設するとともに、現地の送り出し機関と県内の監理団体等の受入機関との連携支援を行うなどにより、県内企業等における特定技能等の外国人材の確保を図ること。

### 4 対象とする国

フィリピン共和国（以下、「フィリピン」という）を本業務の対象とする国とする。

### 5 業務内容

#### (1) ミンダナオ大学における講座の開設について

フィリピンのミンダナオ大学において、香川県での就職を希望する学生及び卒業生（令和8年度卒業予定又は卒業後5年以内を目安とする。）を対象として、講座（「日本語教育」、「特定技能試験対策」、「香川県や県内企業等の魅力発信」）を開設すること。

#### ① 受講生募集

- ・ミンダナオ大学の学生及び卒業生に対して広報活動を行うとともに、必要に応じて、チラシ等を作成し受講生の募集を行うこと。
- ・受講生の募集にあたっては、ミンダナオ大学と緊密に連携すること。
- ・講座の受講生については、約50人とする。ただし、別途、県と協議の上、各分野（製造、卸・小売、建設、宿泊・外食等の各分野を想定）の募集人数を決定するものとする。
- ・講座開設前に受講希望者に対して、講座の趣旨及び内容を十分に説明する機会を設けること。また、定員を超えて受講希望者があった場合には、選抜試験を実施すること。

#### ② 講座内容

- ・講座の実施期間は、約6か月程度とし、実施時期及び実施回数（クラス数）について

は、県及びミンダナオ大学と調整の上、決定すること。

- ・講座終了時には、受講生が出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、「特定技能1号」等を取得できるように努めること。
- ・「香川県及び県内企業等の魅力発信」については、県と調整の上、開催内容・開催時期を決定すること。

③ 補講について

- ・令和7年度開設の講座受講生（以下、「1期生」という。）に対し、合同面接会開催までの期間、必要に応じてフォローアップとして日本語教育等の補講を実施すること。

(2) サイセス専門学校における講座の開設について

フィリピンのサイセス専門学校において、香川県での就職を希望する学生及び卒業生（令和8年度卒業予定又は卒業後5年以内を目安とする。）を対象として、講座（「日本語教育」、「特定技能試験対策」、「香川県や県内企業等の魅力発信」）を開設する。

① 受講生募集

- ・サイセス専門学校の学生及び卒業生に対して広報活動を行うとともに、必要に応じて、チラシ等を作成し受講生の募集を行うこと。
- ・受講生の募集にあたっては、サイセス専門学校と緊密に連携すること。
- ・講座受講生の募集分野は介護分野とし、募集人数は約20人とする。
- ・講座開設前に受講希望者に対して、講座の趣旨及び内容を十分に説明する機会を設けること。また、定員を超えて受講希望者があった場合には、選抜試験を実施すること。

② 講座内容

- ・講座の実施期間は、約6か月程度とし、実施時期及び実施回数（クラス数）については、県及びサイセス専門学校と調整の上、決定すること。
- ・講座終了時には、受講生が出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、「特定技能1号」等を取得できるように努めること。
- ・「香川県及び県内企業等の魅力発信」については、県と調整の上、開催内容・開催時期を決定すること。

(3) オンライン交流会開催

(1) 及び (2) の受講生と県内企業等とのオンライン交流会を開催すること。

① 参加企業等募集

- ・県内企業等に対して広報活動を行うとともに、チラシ等を作成し、参加企業等を募集すること。なお、県では、受託者と協議の上、必要に応じて、県ホームページ等への掲載や香川県外国人材受入促進協議会（香川県商工会議所連合会、香川県商工会連合会、香川県中小企業団体中央会、香川県経営者協会、香川県経済同友会により構成）を通じた広報を行うこととする。

② オンライン交流会開催

- ・開催時期や内容については、県及び講座開設校（ミンダナオ大学及びサイセス専門学校）と協議の上、決定すること。
- ・オンライン交流会の開催にあたり、会場確保、事前周知、当日の設営及び運営など一切

の事業を行うこと。

- ・開催告知チラシや参加企業の情報をまとめた当日配布資料などオンライン交流会の実施に必要な資料を作成すること。
- ・開催にあたり、必要となる通訳等の手配を行うこと。

#### (4) 合同面接会開催

1期生と県内企業等との合同面接会をフィリピンで開催すること。なお、開催時期は令和8年8月上旬までに行うこと。

また、必要に応じて、(1)及び(2)の受講生等を対象とした合同面接会を、別途開催すること。

##### ① 参加企業等募集

- ・県内企業等に対して広報活動を行うとともに、チラシ等を作成し、参加企業等を募集すること。なお、県では、受託者と協議の上、必要に応じて、県ホームページ等への掲載や香川県外国人材受入促進協議会（香川県商工会議所連合会、香川県商工会連合会、香川県中小企業団体中央会、香川県経営者協会、香川県経済同友会により構成）を通じた広報を行うこととする。

##### ② 県内企業等を対象とした事前説明会実施

- ・県内企業等が合同面接会への参加可否を判断するための事前説明会を開催すること。
- ・県内企業等に対する事前説明（合同面接会の運営方法、採用に向けた個別面談、人材の入国サポートなど説明）を行うこと。

##### ③ 合同面接会開催

- ・開催時期や内容については、県及び講座開設校（ミンダナオ大学及びサイセス専門学校）と協議の上、決定すること。
- ・合同面接会の開催にあたり、会場確保、事前周知、当日の設営及び運営など一切の事業を行うこと。
- ・開催告知チラシや参加企業の情報をまとめた当日配布資料など合同面接会の実施に必要な資料を作成すること。
- ・開催にあたり、必要となる通訳等の手配を行うこと。
- ・受講生等と参加企業等との個別面談を別途実施し、人材の採用に向けたフォローアップを行うこと。
- ・採用が決定した人材及び県内企業等に対して、在留資格申請に係る必要書類の連絡・調整など、日本への入国に係る支援を実施すること。

#### (5) 継続的なジョブマッチング支援の実施

フィリピン人材採用相談窓口の設置や受講生のデータベース化等、(1)及び(2)の受講生等と県内企業が随時面談を行い、採用に至る一連の体制を構築すること。

##### ① 通年の採用体制の整備

- ・単発の合同面接会のみでは採用内定に至らないケースが想定されるため、受講生等と県内企業のジョブマッチングを支援する通年の体制を整備すること。

##### ② 県内企業及び受講生への支援

- ・ 県内企業が受講生を採用するに際して必要な手続について、フォローアップを行うこと。
  - ・ 採用が決定した人材及び県内企業等に対して、在留資格申請に係る必要書類の連絡・調整など、日本への入国に係る支援を実施すること。
- (6) 送り出し機関と監理団体等とのマッチングイベント開催
- フィリピンの送り出し機関と県内の監理団体及び県内企業等（以下、「監理団体等」という。）とのマッチングイベントを県内で開催する。
- ① 参加者募集
- ・ フィリピンの送り出し機関に対して広報活動を行うとともに、ホームページやチラシ等を作成し、参加者の募集を行うこと。
  - ・ 監理団体等に対して広報活動を行うとともに、ホームページやチラシ等を作成し、参加者を募集すること。なお、県では、受託者と協議のうえ、必要に応じて、県ホームページ等への掲載や香川県外国人材受入促進協議会を通じた広報を行うこととする。
- ② 監理団等を対象とした事前説明会等実施
- ・ 監理団体等がマッチングイベントへの参加可否を判断するための事前説明会を開催すること。
  - ・ 監理団体等に対する事前説明（マッチングイベントの運営方法、採用に向けた個別面談、人材の入国サポートなど説明）を行うこと。
- ③ マッチングイベント開催
- ・ 開催時期や内容については、県及び現地の送り出し機関と協議の上、決定すること。
  - ・ マッチングイベントの開催にあたり、会場確保、事前周知、当日の設営及び運営など一切の事業を行うこと。
  - ・ 開催告知チラシや参加団体の情報をまとめた当日配布資料などマッチングイベントの実施に必要な資料を作成すること。
  - ・ 開催にあたり、必要となる通訳の手配を行うこと。
  - ・ 参加者と監理団体等との個別面談を別途実施し、人材の採用に向けたフォローアップを行うこと。
  - ・ マッチングイベントに参加した監理団体等に対して、人材を採用することが決定した場合は、在留資格申請に係る必要書類の連絡・調整など、日本への入国に係る支援を実施すること。また、人材を受け入れる県内企業等からの希望がある場合又は送り出しにあたって人材のブラッシュアップが必要であると受託者が判断する場合等は、人材のブラッシュアップトレーニング（日本語及び技能）を実施すること。
- (7) 各関係機関の招聘について
- (1)～(4)の業務の実施にあたって、必要な場合は、別途、県と協議の上、各関係機関の関係者を県に招聘すること。また、関係者の招聘にあたって、必要となる手配を行うこととする。
- (8) 各関係機関との連携体制の維持について
- (1)～(4)の業務の実施にあたって、令和7年度に覚書を締結した実業系大学等との

円滑な連携体制を維持するため、必要な調整を行うこと。（県と協議の上、新たな教育機関等との覚書の締結に向けた調査・調整を含む。）

(9) 香川県就職・移住支援センター及び県の関係部署等との連携について

(1)～(4)の業務実施にあたっては、香川県就職・移住支援センターと連携することとし、必要な場合は香川県就職・移住支援センターの登録企業へ本業務に関する案内を行うとともに(1)～(4)を通じた人材について香川県就職・移住支援センターへの求職者としての登録促進に努めるものとする。また、必要に応じて、事前に県と協議の上、県の関係部署等（労働政策課を除く）とも連携し、業務を遂行するものとする。

(10) 実施効果の測定・分析等

・翌年度以降の業務実施の参考にするため、(3)の合同面接会及び(4)のマッチングイベントへの参加者から採用の内定を受けた人材に対して満足度等を測定するためのアンケート調査を実施し、結果を取りまとめるとともに県に報告すること（アンケート結果は、日本語に翻訳したものとする）。なお、アンケート項目については、県と協議の上、決定すること。

・翌年度以降の実施内容について、実施効果を踏まえた改善提案などを行うこと。

(11) 業務報告書等の作成及び提出

① 講座実施報告書

4(1)、(2)の講座最終実施日から起算して30日を経過した日または履行期限のいずれか早い日までに、電子データにより県に提出すること。報告書は、実施クラス毎に作成し、講座実施風景の写真や受講生の名簿等の関連資料を添付すること。

② 合同面接会の開催報告書

4(3)のイベント開催日から起算して30日を経過した日または履行期限のいずれか早い日までに、電子データにより県に提出すること。報告書は、合同面接会の開催風景の写真や参加者の名簿等の関連資料を添付すること。

③ 送り出し機関等と監理団体等とのマッチングイベントの開催報告書

4(4)のイベント開催日から起算して30日を経過した日または履行期限のいずれか早い日までに、電子データにより県に提出すること。報告書は、マッチングイベントの開催風景の写真や参加者の名簿等の関連資料を添付すること。

④ 業務完了報告書

本業務の実施状況と業務で要した費用がわかる業務完了報告書を、本業務終了後2週間以内に電子データにより県に提出すること。

※上記①～④については、全て日本語に翻訳したものとする。

(12) 管理調整業務

・受託者は、業務遂行に際して、委託業務の責任者を選任し、県との連絡調整を緊密に行うとともに、事業進捗を管理し、定期的に取り組状況等について、県の求めに応じて報告すること。

・受託者は、フィリピンの関係法令を確認し、県、県内企業等及び県内監理団体等に対して、適切な助言を行うこと。

- ・受託者は、仕様書に定めのないフィリピンに関連する県事業に対して、可能な範囲で協力すること。

## 6 委託金額

11,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

## 7 留意事項

- (1) 企画採用後、県と事業者との協議内容により当初企画提案内容の一部を変更する可能性がある。
- (2) 受託事業者は、業務委託契約締結後、速やかに、実施計画書を提出の上、県の承認を得ること。なお、実施計画書承認後であっても、契約書及び仕様書等において、別途、県との協議事項として留保した事項については、適宜、県と協議の上、承認を得ること。また、当該実施計画については、実施状況等を勘案し、協議の上、一部変更することがある。
- (3) 本業務の実施にあたり計画に変更が生じた場合、又は本仕様書に記載のない事項及び疑義が発生した場合は、その都度速やかに県と協議を行い、事前に県の了解を得た上で業務を遂行すること。
- (4) 本業務の成果物（データ形式の一切を含む。）に係る著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、県に譲渡の上、県に帰属するものとする。
- (5) 県及び県の指定する者は、本業務の成果物及びこれらに係るアイデア、コンセプト、ノウハウ等について、本業務委託料以外に別途対価を支払うことなく、自由に使用できるものとする。
- (6) 上記、(4) 及び (5) に係る取扱いについては、本業務の契約の満了又は解除等の契約終了事由の如何を問わず、契約終了後においても同様とする。
- (7) 本業務に係る成果物の作成及び使用、並びにアイデア、コンセプト、ノウハウ等の使用にあたっては、第三者の著作権及び著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。）等の権利を侵害することがないように、受託事業者において必要な手続きをとること。
- (8) 本業務の実施にあたっては、ほかの業務の経費と区分できるように、本業務に関する会計関係帳簿類その他関係書類（以下、「証拠書類等」という。）を整備すること。また、証拠書類等については、本業務の完了の日以降に到来する 4 月 1 日から 5 年間保管すること。
- (9) 本業務に係る個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等を遵守すること。また、保有する必要のなくなった個人情報等については、確実かつ速やかに破棄又は消去すること。
- (10) 天災その他経済状況の激変等により、本業務の実施が困難となった場合は、別途、変更契約を締結することで本業務の準備に要した経費を上限（但し、契約限度額以内で、県が適切と認める範囲に限る。）に委託料を支払うものとする。